

# ポルトガル人デ = ヴィエイラと創建時ペテルブルク市のポリツァイ

\* 田 中 良 英

A Portuguese De Vieira and the Police in St. Petersburg under Construction

TANAKA Yoshihide

## Abstract

These days some researchers have underlined the legal, national and cultural diversities in the territories of the early modern European states using the concept of “conglomerate state.” Precisely for the variety, many rulers, especially in Central Europe after the second half of the 17th century, issued a lot of ordinances in order to police living conditions, behavior patterns and mentalities of the people (*Polizeiordnung*). According to M. Raeff, this ruling pattern was introduced into 18th-century Russia by the Petrine Reformation. This paper attempts to consider the historical significance of the policing orders under Peter I, mainly published by the first general police-master Anton De Vieira. He was likely from a Portuguese Jewish family and recruited into the Russian service by Peter I in 1697 or 1698.

In May, 1718, probably on the grounds of personal closeness with De Vieira rather than his educational background and the experiences in his career, the Russian Tsar appointed him to the newly established post to control the inhabitants in St. Petersburg under construction. De Vieira passed them the Petrine decrees, which show some interesting features of the city. 1. Its living circumstances were wretched because of the cattle slaughtered in the forbidden places, the excreta of the carrying horses and the animals kept loose on the roads, or the illegally dumped wastes. 2. Many beggars and vagrants wandered around and some of them were arrested and sent to the compulsory works. 3. The government imposed several duties on the citizens, i. e., construction of their houses in a prescribed manner, cleaning of the neighboring streets, nightly patrol, fire extinction, payment of the taxes to light the public spaces, and so on.

Although St. Petersburg was considered as a model city, the activities of the general police-master seem to suggest difficulties and congestion in policing the Russian society and people at that time. But for the purpose of judging more correctly the results of the ordinances of Peter I, we should compare them with the situations either in the later periods or in the different countries.

**Key words** : 18th century (18世紀), Russia (ロシア)

Non-Russians (非ロシア人)

Elite (エリート)

St. Petersburg (サンクト = ペテルブルク)

Police (ポリツァイ)

---

\* 社会科教育講座

## 1. はじめに

かつて「絶対主義」や「絶対王政」の名で性格付けられていた近世ヨーロッパ国家については、二宮(1979)以降、第一に国土の多彩な集積過程に伴う国内諸地域の多様性、第二に官僚制機構や常備軍といった王権の物理的手段の弱体性に着目することで、むしろ君主権力の限界性が定説になっているように思われる。国内の法的・民族的・文化的多様性を当時の所与の性質と見なす、近年の「礫岩のような国家(conglomerate state)」論(代表的なものとして、古谷・近藤(2016))は、とりわけ前者の理解になじむものと言えよう。

とはいえ、こうした国内の構造に対し、近世ヨーロッパ君主がひたすら手をこまねいていたわけではない。特に三十年戦争(1618～48年)とウェストファリア条約とにより、神聖ローマ皇帝の権力が弱体化し、いわゆる主権国家体制が萌芽すると、新たに外交権を保障された中部ヨーロッパの領邦国家を中心に、強国化を通じての生き残りが模索されるようになる。その際に国内社会への働きかけの手段となったのが、中世末期からもすでに活用されていた行政令、通称ポリツァイ令(Polizeiordnung)である。

現在では「警察」と同義と捉えられがちなポリツァイだが、ギリシアのポリスと同根であることから想像されるように、元来は狭義の刑事事件に留まらず、むしろ社会の広範な分野を対象とする概念であった。行政権力はポリツァイ令の発布を通じ、住民の生活環境や行動様式の改変を試みることで、ひいては彼らの内面の規律化をも意図した。エストライヒ(1993)によれば、16世紀ネーデルラントに発達した新ストア主義が、こうした規律化の方向性を正当化する背景の一つになったとされる。このように行政権力が住民の日常生活への介入の程度を高めたことは、個人や共同体による自力救済を前提としていた中世社会から、公権力が司法を独占的に担う近世・近代社会への移行の一端と捉えることができよう。

その一方で、ポリツァイ令による住民の日常世界の組織化は、やはり中部ヨーロッパで17世紀以降活発化した財政思想、すなわち国内のリソースの最

大限の活用により「公共善」の実現を目指す官房学(Kameralismus)とも親和性を持つ。こうして当時の政治思想、財政思想、さらには新たな信仰運動としての敬虔主義をも取り込む形で、17世紀中部ヨーロッパの領邦君主は規律化を軸としての国内の変革を推進する(なお、これら諸潮流の関係性については以前に田中(2009)で考察したため、本稿ではこれ以上詳述しない)。このような統治パターンを「紀律国家(well-ordered police state)」と呼んだ米国の研究者ラエフは、17世紀末以降、ヨーロッパを範としたピョートル1世(在位1682～1725年)を契機に、同パターンがロシア国家にも導入され、中部ヨーロッパとロシアの双方に共通する改革の枠組を成したと捉えた(Raef, 1983)。これは、フィロゾーフに代表される狭義の啓蒙思想との距離を基準に評価されがちな同地域の「啓蒙絶対主義」に関し、むしろフィロゾーフ以前から提唱されてきた、中世までの世界観や人間観とは異なる諸種の政治思想・理念との連続性の中に、その源泉を探る視点を提示するものと言えよう。

ところでロシア社会の全領域に及んだピョートル1世の改革、通称「ピョートル改革」においては、ポリツァイ令を通じての規律化はいたる所で試みられたと言っても過言ではないが、ラエフ自身は必ずしも着目していないものの、こうしたピョートル期の政策方針を象徴する役職として、まさにポリツァイの名を職名の中に織り込んだ「サンクト＝ペテルブルク警視総監(генерал-полицеймейстер)」が挙げられる。1718年5月27日付け<sup>1</sup>の勅令により「この都市のより良き秩序のため」新設された同職には、ピョートルの高級副官(генерал-адъютант)アントン・デ＝ヴィエイラ De Vieira, Anton(ロシア名ヂェヴィエール Девьер, Девьерとも)が任命され(СИРИО, 1873, P. 372)、1727年5月に大逆の陰謀容疑で流刑に処されるまで(ПСЗ, 1830c, PP. 798-800)、同職にあり続けた。

1722年1月19日付けの勅令によりモスクワにも上級警視監(обер-полицеймейстер)職が導入された際、「この官職は警視総監に従属せねばならない」と規定されたように(ПСЗ, 1830b, P. 483)、警視総監はペテルブルクのみならず今後全国に拡大されるポリツァイ

1 本稿では基本的に、日付をロシア暦(ユリウス暦)に基づいて記述する。18世紀についてグレゴリウス暦に換算する場合には、11日を加える必要がある。

機関を統括する機能を想定されていたと見なし得る。こうした制度の拡張の流れは、創建間もないペテルブルクこそがまずは新機軸導入の主要な対象となることで、ロシア臣下・臣民に求められる新たな行動様式や心性のモデルルームとされていた構図を示唆しよう。本稿では、主としてこの警視総監デ＝ヴィエイラを介しペテルブルク市民に公告された指令の内容を主要な分析対象として、ピョートル改革下の紀律化の試みの中、いかなる臣下・臣民像が求められたのか探ることを第一の目的とする。このようなポリツァイや紀律化との関係性を18世紀ロシア政府の具体的政策の中で検討する試みは、管見の限りほとんどない。

なおピョートル1世期の法令においては、冒頭で政府による「現状分析」を紹介して、改善の必要性を説く構図が散見される。この現状認識の部分については、無論虚偽や誇張の危険性が皆無でないとはいえ、同時代人の目撃史料が乏しい状況下、住民の日常生活の領域に切り込むための貴重な情報源であることは確かだろう。あるいは少なくとも、ピョートル政府がいかなる行動様式を問題視していたか、またいかなる論理が臣下・臣民を説得する材料になり得ると捉えていたか、それらを考察する素材となる。ペテルブルク市の創建に関しては、土肥(1992)や栗生沢(2007)など、最初期の苦難を指摘する文献が日本語でもある一方、ピョートル改革期後半におけるペテルブルク住民の言わば「日常史」を扱った研究は、必ずしも多くない。本稿は、その点に関する情報の提供にも資するものとなる。

さらに本稿のもう一つの関心として、ピョートル改革期にロシア官界で急増する非ロシア人エリートの問題がある。この点に関してはすでに田中(2009, 2016, 2017)でも考察してきたが、このデ＝ヴィエイラの生涯に着目することで、ピョートル改革期の人材運用の性格に関し、専門性や技能が重視されたとする従来の見方とは異なる可能性も提起されるように思われる。そこで、警視総監在職時の活動とペテルブルク市の具体的状況を分析する前に、まずはデ＝ヴィエイラの前歴について確認することにした。

## 2. 非ロシア人デ＝ヴィエイラとロシア勤務

デ＝ヴィエイラに関しては、ロシア革命前においても伝記的研究が乏しく、事典などの記述にも相互の違いが多い。これはデ＝ヴィエイラ本人が自身について語った史料がなく、確実な典拠が乏しいことによるだろう。その中では、革命前の情報を踏まえた上で、ヨーロッパ諸国に残る史料の考察を加味したルーグル Rogle, William の小冊子(1983年刊)が最も信頼できる研究と思われる(ロシア語訳は Pyznb (2003)。本稿ではこのロシア語訳に依拠する)。

生年や生地に関しても異説が多く、1674年説、1682年説、アムステルダム生まれ説、ポルトガル生まれ説、マルデフェルト生まれ説、ナポリ生まれ説など、情報は錯綜している。ルーグルは、1675年にアムステルダムに在住していたポルトガル系ユダヤ人の名簿の中に、デ＝ヴィエイラの父と思しき独身男性が見受けられる点を根拠に、1675年以降のアムステルダム生まれと推測している(Pyznb, 2003, PP. 12-13)<sup>2</sup>。

デ＝ヴィエイラのロシア勤務の契機も定かではないが、1697～98年の大使節団に同行したピョートル1世が滞在先のオランダあるいはイングランドにおいて、当時現地で見習い水夫を務めていたデ＝ヴィエイラを採用した可能性が高いとされる(Pyznb, 2003, PP. 13-16)。もしこの仮説が正しいとすれば、後に1730年代のロシアで活躍したドイツ人オステルマン Ostermann, Heinrich Johann Friedrich (1687～1747) やミュンニヒ Münnich, Burkhard Christoph (1683～1767)、アイルランド人レシー Lacy, Peter Edmund (1678～1751)とは異なり、彼は必ずしも高度の専門教育を受けたり、文官・武官としての豊富な勤務経験を有したりしていなかったと推測される。この大使節団では一方で非ロシア人のリクルート、他方でロシア人貴族の留学が進められたが、後者についても帰国後に勉学の成果を追及されることはなかったとされており、これらの点には、ピョートル1世の人材運用が狭義の専門能力・知識のみに規定されていたとはいえない傾向が認められる。

2 ちなみにレコンキスタの完了によるキリスト教徒のイベリア半島支配の強化に伴い、16世紀以降、現地のセファルディム(スファラディー)系ユダヤ人の大規模なディアスポラが生じたとされるが、最近では、デ＝ソウザ・岡(2017)のように、こうした離散ユダヤ人と日本を舞台とする奴隷貿易との関係性を指摘する研究も現われている。

ロシアに渡ったデ＝ヴィエイラは当初ピョートルの従卒(денщик)を務めた後、1708年の時点で近衛中隊長(ротмистр、陸軍大尉相当)の地位にあり、同年に陸軍少佐、直後に陸軍大佐に昇進するなど、順調に昇進を重ねた形跡が見受けられるが(Ругль, 2003, PP. 16-17)、具体的な活動内容についてはほとんど情報が残っていない。ただし1711年7月にピョートル1世の高級副官(陸軍大佐相当)に登用されている点からすれば、彼からの信頼が厚かったことが推測される。なお興味深いのは、同時に高級副官に取り立てられたのが、ポーランド人オルガン奏者の息子ヤグジーンスキー Ягужинский, Павел Иванович (1683～1736) だった点であろう(Доклады, 1882, P. 446)。このヤグジーンスキーも、1722年1月に捜査システムとして検察官(прокурор)制度が新設されると、それを統括する初代の検事総長(генерал-прокурор)に任命された人物であり、こうしたデ＝ヴィエイラとヤグジーンスキーの経歴や配置の類似性は、後で検討するように、ピョートル期の人材運用の一パターンを示唆するものと言える。

当時のピョートルとデ＝ヴィエイラの親密さを示す材料として、後者の結婚を巡るエピソードがある。1712年7月14日付けの在露イギリス外交官C. ウィットワースによる本国宛ての報告書には、ピョートル1世の盟友メーンシコフ Меншиков, Александр Данилович (1673～1729) 公爵の妹アンナが「ツァーリの許可により」、「公爵の意向に反して久しく彼女に求婚していた高級副官」デ＝ヴィエイラと結婚したとの記述が見られる(СИРИО, 1888, PP. 233-235)。メーンシコフの内心はうかがえないものの、ピョートルの意向であれば、それ以上抵抗することは困難だったろう。それゆえか、その後のメーンシコフとデ＝ヴィエイラとの関係も、1727年4月24日のデ＝ヴィエイラの逮捕と失脚をメーンシコフが主導するまでは(Российский, 2000, P. 541; Перевороты, 1997, P. 289)、少なくとも表立って険悪化することはなく、メーンシコフの行動記録によれば、相互の頻繁な往来が見られた。例えば1716年1月4日にデ＝ヴィエイラ邸で娘の洗礼式が行われた際には、メーンシコフやピョートル夫妻も

参加し、ピョートルが洗礼親を務めたりもしている。この式には他にも海軍元帥アプラークシン Апраксин, Федор Матвеевич (1661～1728)、宰相ゴローフキン Головкин, Гавриил Иванович (1660～1734)、宰相補佐シャフィーロフ Шафиров, Петр Павлович (1669～1739) といったピョートル政府を代表する重鎮達が参加しており、デ＝ヴィエイラが中央政界のネットワークに確固たる位置を占めていた点が示唆される(Российский, 1999, P. 18)<sup>3</sup>。

残念ながら、それ以前におけるデ＝ヴィエイラの交友関係を巡る情報が乏しく、こうした彼の立ち位置がメーンシコフとの姻戚関係の樹立により果たされたものか、それともピョートル1世の寵臣としての性格によりすでに生じていたものか、定かではない。ただし少なくともピョートル政府の側からすれば、新興エリートや非ロシア人をロシア社会に定着させる上で、ロシア人貴族との結婚を手段として活用する傾向が存在したことは確かである。

なお1717年7月28日には、今度はメーンシコフ自身が皇女アンナ・イオアンノヴナ(後の女帝(在位1730～1740年)、1693～1740)と共に、デ＝ヴィエイラ家の新生児の洗礼親を務めている(Российский, 1999, P. 148)。

さて、高級副官に登用された後のデ＝ヴィエイラについては、その具体的活動に関する情報も多く残されるようになる。1713年11月12日、ピョートル1世は彼宛ての書簡において、ロシア軍が占領下に置いたレーヴェリ(現エストニアのタリン)への出発と、現地での港湾整備を目的とした周辺住民からの石材・木材の徴集を命じた(Собрание, 1829a, PP. 174-175)。1714年3月18日付けのデ＝ヴィエイラの手紙によれば、この石材集積が一段落し、港湾に据え付けられた大砲7門から祝砲が発射されたとされるものの(Собрание, 1829b, P. 224)、同年12月の時点でデ＝ヴィエイラらにはレーヴェリでのさらなる任務が下されていたことが分かる。すなわち、この時期に元老院(1711年にピョートル不在時の留守政府として設立され、帰還後も君主を補佐する中央行政機関として機能した)に対し彼らから報告された内容によると、デ＝ヴィ

3 ただし当日、デ＝ヴィエイラ自身は後述する通り、ピョートル1世の命でコペンハーゲンに滞在しており、自邸には不在であった(Собрание, 1830, PP. 2-5)。

エイラらにはレーヴェリ駐留軍への1715年分の配給のためにライ麦10000チェートヴェルチ(1チェートヴェルチは約210リットル)を準備する必要があり、そのための費用の一部10000ルーブリを元老院に要求している(Доклады, 1891, P. 1244)。

直後、1715年初めのデ＝ヴィエイラとピョートル1世の間の連絡状況は、前者がそのままレーヴェリで港湾と砦の建設に従事している事実を物語る。1月3日付けのデ＝ヴィエイラの書簡では、元老院への費用請求後も依然として続く現地の穀類不足について言及され(Собрание, 1829b, PP. 310-312)、1月16日付けの書簡ではレーヴェリの大雪と暖冬による石材・木材運搬の困難が報告される(Собрание, 1829b, PP. 316-317)。3月12日付けのピョートル1世による書簡においては、海面の凍結による作業の容易化を喜び、まずは港湾を優先的に建築することが指示されたものの(Собрание, 1829a, PP. 310-312)、それへの3月16日付けの返信では、再度の気温上昇による作業環境の悪化に加え、石材・木材不足により作業が停滞し、労働を担う兵員と地域住民とを解散させざるを得なかった事実が記されている(Собрание, 1829b, PP. 322-323)。

それから5ヶ月後、1715年8月16日付けの書簡でピョートル1世は、デ＝ヴィエイラとノルウェー人艦長ブレダリ Бредарь, Петр Петрович (1756年没)に対し、コペンハーゲンへの出張を命じた。後者にはさらにイギリス及びオランダで建造されたロシア用艦船を現地に引き取りに向かうことが求められ、デ＝ヴィエイラはそれをコペンハーゲンで待つよう指示されたのである(Собрание, 1829a, PP. 334-336)。一行は9月2日にコペンハーゲンに到着したものの(Собрание, 1829b, PP. 365-366)、向かい風のために9月10日になってもブレダリは出発ができていないとの説明が見られる。その結果、デ＝ヴィエイラの待機期間は長引くこととなり、金銭や糧食不足が懸念され始めた(Собрание, 1829b, P. 368)。9月20日付けのデ＝ヴィエイラの書簡においては、ブレダリを運ぶはずだったペルロ号がマスト4本を失い帰港、代わりの船を急遽準備する必要が発生など、新たな苦境も追記される(Собрание, 1829b, PP. 372-374)。11月29日付けの書簡によれば、補給用物資を積載しているものとして待望されていたセニャーヴィン Сенявин, Иван Акимович (1726年没)指揮下の艦船2隻がようやく現地に到着

したものの、期待された食料はなく、困窮したデ＝ヴィエイラが食料購入用の手形の発行を要請している(Собрание, 1829b, PP. 381-382)。

その後のやり取りから判断する限り、少なくとも1716年5月初めまでデ＝ヴィエイラはコペンハーゲンに滞在していたようである。この5月には、コペンハーゲンからノルウェーに向けて出港したデンマークの小艦隊に対し、セニャーヴィン指揮下のロシア船が同行しなかったことで、デ＝ヴィエイラがデンマーク高官から遺憾の意を表明されるという事態も生じた(Собрание, 1830, PP. 36-37)。この点に象徴されるごとく、ロシアとデンマークとは北方戦争で同盟関係にありながら、協調性は必ずしも高くなかったように見える。先述のペルロ号の修理に際しデンマーク国王からマストが提供された時も、それらはあくまで有償であった(Собрание, 1829b, P. 378)。ここで興味深いのは、後にピョートルから対価の高さを非難され、書面での事前連絡と君主による裁可なしでの行動を戒められたデ＝ヴィエイラが、1716年1月14日付けの書簡において、現地での通常のマスト購入価格より安価なことを論拠に、表見的にはへりくだりながらも、「この業務において私に責任があるとは思いません」と明確に抗弁している点である(Собрание, 1830, PP. 2-5)。こうした彼の主張が、もともとが非ロシア人としてロシア国家には雇用されただけとの意識において、ロシア以外にも活躍の場があり得るとの心理的な強みを彼が持っていたためか、ピョートル1世との個人的な信頼関係によるのか、定かではないものの、そのような直截な物言いが逆にピョートルにより評価された可能性も皆無ではない。

なお、これらデ＝ヴィエイラによるレーヴェリ及びコペンハーゲンでの活動からは、18世紀初頭の建築事業や艦隊運営が自然環境などにも大きく左右され、いかに事前の計画では予想されない形で進められたか、看取される。イギリス艦隊やスウェーデン艦隊における被害の情報なども散見され、恐らくいずれの国家にとっても条件は同様であったと推測されるが、本稿の関心からは外れるものの、リスクマネジメントの観点から各国の政策立案のスタイルを比較する観点も有効となるように思われる。

1716年10月21日付けの書簡を見ると、この時点ですでにコペンハーゲンからレーヴェリに戻って

いたデ＝ヴィエイラは(Собрание, 1830, PP. 75-76)、遅くとも同年10月31日まではペテルブルクに帰還し、メーンシコフの訪問を受けている(Российский, 2000, P. 81)。メーンシコフの行動記録には、11月にも互いの往来が複数回記されており、さらに12月4日にはメーンシコフの娘でデ＝ヴィエイラの姪に当たるヴァルヴァラ(1716～19)とメーンシコフの義妹ヴァルヴァラ・アルセーニエヴァ Арсеньева, Варвара Михайловна(1730頃没)の「名の日の祝い」のため、デ＝ヴィエイラがメーンシコフ邸を訪問するなど、彼らの親族としての交流の姿が目撃される(Российский, 2000, P. 90)。

このメーンシコフの一連の行動記録からは、1716年末以降、デ＝ヴィエイラが首都を中心に活動し、高官らと日常的に交流していた形跡がうかがえるが、警視総監に任命されるまでの勤務内容の詳細は定かでない。ただし1717年10月29日には、皇子ピョートル・ペトローヴィチ(1715～1719)の2歳の誕生日を祝賀してか、高級副官の2名、すなわちデ＝ヴィエイラの官位を「近衛隊付き大尉」(ただし、近衛大尉は後に制定される官等表だと高級副官よりも1等下位に当たるので、誤記の可能性もある)、ヤグジーンスキーを陸軍少将に変更する人事がなされたとの記録も現われる(Российский, 2000, PP. 171-172)。

### 3. サンクト＝ペテルブルク警視総監の活動

翌1718年の5月27日、元老院宛ての勅令において、冒頭でも記したようにサンクト＝ペテルブルク警視総監職が新設され、初代総監にデ＝ヴィエイラが任命される。さらに6月7日には一般の住民に対しても改めて公告され、関連事項について総監への従順を求めると共に、「無知を言い訳にして逃れる者が誰もないようにせよ」と警告された(Законодательство, 1997, P. 630)。この官職創設の直接的な経緯は明らかではないが、直前の1717年12月、外務・歳入・司法・監査・陸軍・海軍・商業・歳出・鉱工業の9部門を管轄する中央行政機関として、参議会(коллегия)の設立が勅令により公告されており(Законодательство, 1997, P. 97)、これらと同様に、この時期以降に活性化したロシア行政機構の全般的な制度化・組織化の一端と位置付けられよう。

Санクト＝ペテルブルク市自体は、1703年にスウェーデン軍の要塞ニエンシャンツを攻略した後、ネヴァ河上の兎島に作られたペトロ＝パヴロフスク要塞を起点としており、特に法令により明言されたわけではないものの、1712～13年前後からロシア国家の首都として機能し始め、住民数も増加しつつあった。それゆえ警視総監職新設以前にも、都市生活に関する指令は公布されていたが、こうした参議会の設立や警視総監職の導入を通じ、中央政府の所在地としての整備が本格化したと言える。

デ＝ヴィエイラに対しては、直前の5月25日付けで職務の範囲が書面で伝えられている(以下「警視総監への諸項目」と略記)。これは13項目から成るが、大別すると、a. 住民各人の家屋の整備(第1, 8項)、b. 河川・水路の整備(第2, 6項)、c. 街路・公共空間の整備(第3～6項)、d. 公共空間での騒動・無秩序の抑止(第7, 9～13項)となる。dにしても犯罪の捜査というより、事件の発生を未然に防ぐための監督や不法行為者の迅速な排除が重視されるなど、現代世界における「警察」のイメージとはかなり異なる。当時のポリツァイ概念の広範さが反映されているように。

これ以後、ピョートル1世の治世は1725年1月末まで6年半余り続くが、その間に警視総監デ＝ヴィエイラ及び彼が管轄する警視監事務局(Полицеймейстерская канцелярияあるいは Канцелярия полицеймейстерских дел)を介して公告された勅令は、管見の限りで60件に上る。年別の分布は1718年に5件、19年に16件、20年に13件、21年に13件、22年に1件、23年に10件、24年に2件で、ピョートル1世がペルシア遠征に参加していた1722年と晩年の24年の数が若干少ないとはいえ、全体として見れば、これ以外にもペテルブルク住民に関連するものとして、勅令7件、元老院法令5件が現存する点を加味すると、同市への積極的な働きかけがなされていたと判断できるように思われる<sup>4</sup>。

以下、これらの内容から読み取れるペテルブルク市の生活環境や政策的方向性の特徴について指摘することにした。なお煩雑にはなるが、デ＝ヴィエイラの具体的役割を知る一助として、彼や警視監事務局が公告した勅令に関しては、初出の際にその旨を明示する。

## ①ペテルブルクの住環境

「警視総監への諸項目」の第3～5項においては「清潔(чистота)」の必要性が強調され、さらに直後の1718年6月18日付けの元老院法令でも、「各人が自分の屋敷の向かい、商人街、市場その他の場所において街路と横丁を清潔に保ち、ゴミを掃除し法定の場所に運ぶようにすべし。河には夏季も冬季も決して持ち込んではならない」との表現が含まれているが(ПСЗ, 1830a, PP. 575-576)、こうした禁令の頻出は、従来のペテルブルク市が不法投棄に起因して不潔な環境と認識されていた点を示唆する。

この不法投棄は必ずしもいわゆる家庭ゴミに限られた話ではない。人口の増加は当然ながら、それら住民達への食料供給の必要を生み出すが、それに関連して生じた問題を示すものとして、デ=ヴィエイラにより公告された1719年9月11日付けの勅令が挙げられる。同勅令によると、ペテルブルクの食肉業者には、海軍工廠のあるアドミラルチェイスキー島のモイカ河畔に新設された肉屋街での販売が認められる一方で、「同島のムハーノフ Муханов 邸の裏にある製粉所の背後の用地」が屠殺場として別個設定されているにもかかわらず、「この肉屋街で肉屋達が家畜の屠殺を行っており、内臓を彼らに提示された用地に片付けず、この肉屋街の近くで投棄している」ため、「それゆえに不快な匂いや不潔な状況が生じており、そのような匂いが原因で、河畔では通行が困難になっている。」そして、これまで何度注意しても、「彼らはそれら提案の全てを軽視して従わない」ため、今後は「初犯の場合は10ルーブリずつ、再犯の場合は20ルーブリずつ[罰金を取り立てられ]、三度目の場合は鞭で打ち、懲役労働への流刑とする」旨、「当該の肉屋街でドラムを打ち鳴らしつつ公示すると共に、肉屋達が今後無知を口実としないよう、指令を掲示する」ことが求められた(ПСЗ, 1730a, PP. 732-733)。

しかしながら、やはりデ=ヴィエイラが公告した1721年10月20日付けの勅令を見ると、政府の指示は必ずしも遵守されず、肉屋街内に作られた屠殺場がそのまま定着してしまったようである。ただしそれで

もピョートルは、「ミヤー(モイカ)河畔の製紙工場の脇を乗り物で進んだ際、この屠殺場が肉屋達自身によって作られ、様々な場所で極めて見映えが悪く、その周囲も清潔ではないのを目撃した」点を理由に、「居住用の建築に似た形で、偽の窓を備えた様式に建設し」「ペンキで絵を描く」よう求めることで、少しでも清潔さを偽装しようと試みたりもしている(СИРИО, 1873, PP. 432-433)。

こうした市内の食料を巡る事情は単なる悪臭に留まらず、衛生の問題にも波及していただろう。「警視総監への諸項目」の第5項では「様々な街角や地区、特に食料が販売されている場所においても、決して不健康な食料、ましてや有害な食料が販売されず、全て健康な状態に保たれるよう警戒する」ことが求められているが、1718年11月15日付けでデ=ヴィエイラが公告した勅令でも、肉屋街・魚屋街の場合と同様に、食料品は決められた市場で販売するようにし、その際に「指定通りの白い制服」を着用するなど、「万事清潔に保つ」ことが要求されている(ПСЗ, 1730a, PP. 592-593)。また1722年4月6日付けのデ=ヴィエイラ公告の勅令においては、食料品を販売する小屋(шалаш)に関し、筵ではなく亜麻製のテントで覆うよう指示されてきたにもかかわらず、遵守しない者や不潔なテントを使用している者がいると指摘され、警視監事務局が作成したモデルに従っての統一的なテントの製造が指示された(СИРИО, 1873, PP. 458-459)。

ゴミの中には、市内の動物から出る糞尿も含まれる。上記の11月15日付け勅令では、本来通行用でない小河川及び運河の河畔を馬や櫓で移動する者があり、そうした水路が馬の糞によって汚染されている現状が批判されている。残念ながら明示的な記述を見つけることはできなかったが、これは逆に言えば、通行用の街路では糞尿の始末を担う専門職が存在したか、あるいは住民各人が自宅周辺を掃除することで対処されていた可能性を示唆する。さらに1720年5月24日付けでデ=ヴィエイラが公告した勅令は、1719年6月8日付けの勅令(テキストは見つからず)と同一内容と予告しつつ、「雌牛、ヤギ、ブタその他を牧童なしに自分

4 ちなみにこれらの法令の中には、過去に類似の指示が公布された事実・日時に言及するものが見受けられるが、そのテキストが法令集や法令一覧の中に見当たらない場合もしばしばある。それが口頭により同法が発布されたためか、あるいは文書化はされたものの現存していない点によるのか、定かでないが、いずれにせよ本稿で言及した以上の頻度で、ペテルブルク市関連の法令が公告されていた可能性が高い。

の家屋から出す」者、すなわち家畜を公有地に放し飼いにする者があり、街路や森林に多大な被害を及ぼし続けているとも糾弾する(ПСЗ, 1830b, PP. 195-196)。

## ②浮浪者・外来者への対応

由来や人数は不明ながら、諸法令にはペテルブルク市内の不穏分子に関する言及があり、ピョートル政府は彼らの排除を要求した。一つに物乞いや浮浪者の存在については、例えば1718年6月20日付けの勅令において、「街路や商店街を徘徊し施しを乞う」存在としての前者に関し、「高齢者及び身体障害者は養老院に、養老院に登録されていない他の者達は捕らえ、処罰すると共に、彼らの以前の住所に送り届けるよう、また若者については労働に派遣するよう」以前の複数の指令で指示されてきたにもかかわらず、再び増加しているとの認識が示され、改めて取り締まりを厳格化するように命じている。この帰還すべき以前の住所として、聖俗双方の領主や御料地などが挙げられている点からすれば(ПСЗ, 1830a, PP. 578-579)、これら流入者の多くが農村から入り込んだ者と理解されていた構図が看取される。

このような理解は、1719年5月11日付けでデ=ヴィエイラが公告した勅令に、より如実に反映されている。「サンクト=ペテルブルクで搜索・逮捕された逃亡者や街路を浮浪していた者達」の内、一旦は懲役労働に送られた18名について、世襲領地や都市商工地区から徴用されるべき新兵の代わりに、「兵士や水兵、あるいは何か他の法定の作業に登録する」よう指示されたのである(ПСЗ, 1830a, P. 698)。こうした措置は、すでに自村から逃亡していた農奴によって徴兵義務を代替できる貴族領主の側にとっても望ましいものだったろうが、ピョートル政府の側からすれば、都市における秩序紊乱者を排除すると共に、全臣下・臣民が不勞することなく、それぞれの働きで国家に貢献すべきことを求めたピョートル改革の原則を明示する意味でも、意義があったと言えよう。

その一方、より悪意を持って市内を徘徊する者が存在していた可能性もある。「警視総監への諸項目」の第12項ですでに、「悪党達やその他不要な者達の逮捕や通行抑止を目的とした手段の改善のため、街路の端ごとに遮断棒を作り、夜間は下ろす」よう指示されていたが、1719年8月10日付けでデ=ヴィエイラが公告

した勅令によっても、同活動の必要が改めて確認された(ПСЗ, 1830a, P. 727)。さらに、1720年1月24日付けのデ=ヴィエイラ公告の勅令ではより詳細に、この措置が「窃盗や殺人、その他それに類する行為」の発生を危惧したものであり、その抑止のため、午後11時から「守備隊で朝焼けに合わせてドラムが叩かれる時」まで遮断棒を下ろすことが命じられている。ただし、「貴顕(знатный)の内、この時間内に前記の警備のいる遮断棒を通行せねばならない者」、「あるいは医師、薬剤師、聖職者、官吏、助産師、司令官から派遣された者に何か緊急の用件がある場合」は、灯火の持参を条件に、例外的な通行が許可されている(ПСЗ, 1830b, P. 120)。特に前者の例外規定には、ペテルブルクの住民構成が多様になりつつある中で、権利の差異に象徴される身分制社会としての特質が維持されていた点が示唆される。

ちなみに身分差による待遇の相違については、デ=ヴィエイラが公告した1720年3月2日付けの勅令において、他の者達に許されている浴場の建設が、「下層のナロート(民衆)」には禁止されている点にもうかがえる(ПСЗ, 1830b, P. 160)。理由は明示されていないものの、浴場の管理不行き届きによる火事の発生を危惧した可能性が推測される。だとすれば、資力によるのか規律化の程度によるのか、いずれにせよ「下層のナロート」が上流身分に比べ都市生活を規範的に整備する能力に劣るものと、政府の側が認識していたことになろう。

ところで、こうした市内に不穏分子が入り込まないよう監視・監督する体制は、都市に新たに到来した者達にも向けられた。1719年8月31日付けの元老院法令は、諸国から訪れた外国人が警視監事務局に出頭し登録すること、警視監事務局は彼らの氏名、出身国、訪問目的、携帯する旅券を確認し、目的に応じて諸参議会に差し向けること、を求めている(Законодательство, 1997, P. 397)。実のところ、このような新規到来者への監視活動は元来の「警視総監への諸項目」には明示されていないが、そうした段階的な業務・権限の拡張は他の役職においても見られるところであり、まずは大きな原則を提示しつつ、実施の細則については、実情を勘案しながら追加していくピョートルの政策遂行のスタイルは、この警視総監職に関しても共通するものと言える。

ただし住民に対する危険性は、ひとえに不穏分子や外来者からのみもたらされたわけではない。1718年8月4日にデ＝ヴィエイラが公告したところでは、家屋や街路で「弾丸や散弾と共に発射する者が多く、そうした射撃ゆえに今や負傷する者が現われている」との指摘が見られる。このような現状認識を背景に禁止がうたわれたのだが、興味深いのは射撃そのものが全面的に禁じられたのではなく、「気晴らしのために発砲を望む者」は「住居のない野原に出かける」ことが認められていた点である。真意は明らかでないものの、エリートによる射撃技術の向上につながるものと認識されていた可能性も否定できない。同勅令が主としてエリート向けだった点は、指定外の場所での屠殺を禁じた前記の1719年9月11日付け勅令と比べ、「初犯は5ルーブリずつ、二度目は10ルーブリずつ、三度目は15ルーブリずつ」と罰金が軽微な上、懲役労働が予告されていないことにもうかがえる(ПСЗ, 1830a, P. 581)。その意味では、やはり身分性原理に基づく住民間の不平等の一端を表わす措置とも捉えられる。

### ③住民による自己負担

1718年7月7日付け及び1721年11月13日付けの元老院法令を見るところ、警視監事務局には一定数の官吏・下士官・兵士が配属され、その給与の財源が模索されていた事実が分かるが(ПСЗ, 1830a, PP. 578-579; 1830b, P. 454)、彼らの陣容や具体的活動は明らかではない。むしろ1723年9月23日付けの元老院法令によると、ペテルブルク市での公示を目的に諸参議会から警視監事務局に伝えられる指令の多さゆえに、事務局での登録作業が追いつかない事態が生じ、派遣されてきた官吏に一時的な助力が求められるなど、同事務局の人員不足が問題視されている(ПСЗ, 1830b, P. 126)。

また1721年8月25日にデ＝ヴィエイラからメーシコフに送られた書簡においては、ペテルブルク市住民における「不適切な発言(непристойные слова)」の調査のために、守備隊から兵士アンチプ・セレズニョーフ Антип Селезнев が駆り出され、警視監事務局に調査の成果を報告した後、現隊に戻された経緯が記され

る。残念ながら、問題視された住民の発言内容そのものは示されていないものの、男性6名以外に女性8名が調査対象とされた点、特に外国人が多く含まれていた点は(Русский, 1865, PP. 1249-1251)、やはり異分子への一定の警戒心が存在していたことを印象付ける。またその一方で、警視監事務局に自前の成員が乏しかった点も裏書きされよう<sup>5</sup>。

こうした点にも示唆されるように、警視総監及び警視監事務局の任務はあくまで方針の公示や監視・監督に留まり、ペテルブルク市の整備と紀律化に関わる実作業は住民に課されていた。第一に、家屋・設備の建築における物理的な負担が挙げられる。「警視総監への諸項目」の第1項に示されるように、ペテルブルクの住民は「全ての建造物がツァーリ陛下の規定に従い規則正しく建設され、暖炉・小暖炉・煙突が指令に基づいており、さらにそうした設備のせいで隣人達に対し何も災難が生じないよう、さらに境界線の外側あるいは線をはみ出す形で建造物が建てられることなく、街路及び路地が見事になるよう」自邸を建てねばならなかった。また1718年6月18日付けの元老院法令で指示されるごとく、家屋と付属施設を適切な形で維持・使用することも義務付けられており(ПСЗ, 1830a, PP. 575-576)、敷地内の増改築に関しても法令による頻繁な指示が生じた。

政府によるこうした指示の目的の一つとして、火事の防止が考えられる。1719年10月20日にデ＝ヴィエイラが公告した勅令では、「自分の家屋に厩舎、穴倉上の納屋、調理場、倉庫を建てることを望む場合、火事の回避のため、石造か煉瓦でそれらを建築する」よう指示された(ПСЗ, 1830a, P. 743)。この種の火事への警戒は、指示の目的そのものは明示されていないものの、木造家屋と浴場は週一回、土曜日のみ火を焚くことが許されるとした、同年6月23日付けのデ＝ヴィエイラ公告の勅令にも共通するだろう(ПСЗ, 1830a, P. 718)。フォンターンカ河畔への木造建築を命じた、デ＝ヴィエイラの公告による1719年11月7日付けの勅令も、木造を奨励するというよりは、指定外の地域への建設を禁止する方が目的として重視されていたように

5 なお1724年11月29日付けの勅令においては、「投げ文(差出人不明の密告書)」を拾った者は、開封せずに警視監事務局に届けるよう指示されており、同事務局が不法行為に関する市内の情報の集積を期待されていた構図がうかがえる(ПСЗ, 1830c, P. 359)。ただし、その後の処理方法については明示されていない。

見える(ПС3, 1830a, P. 752)。

また疫病の発生も警戒されている。デ=ヴィエイラが公告した1718年12月13日付けの勅令においては、自宅内に熱病患者が出た場合、世帯主には状況と人数を警視監事務局に迅速に報告する義務が課され、密告により同義務違反が判明した場合、世帯主への厳罰が予告された(ПС3, 1830a, PP. 601-602)。

これら自邸の範囲内に留まらず、先にも触れたように、住民には近隣の街路の清掃や整備も義務付けられた。1718年9月3日に警視監事務局より公告された勅令では、住民は死肉を含め街路のゴミを法定の場所に廃棄すると共に、杭とそだ束(細い木の枝を集めて束ねた資材)を用いて地面を埋めるなど、道路の修繕も求められている(ПС3, 1830a, PP. 586-587)。また1721年8月17日付けのデ=ヴィエイラ公告の勅令によれば、一部の住民が以前に街路樹としてカエデを植えるよう命じられたが、今度は「通行人から保持し、家畜から保護するため」これらのカエデを柵で囲うよう指示された(СИРИО, 1873, P. 427)。

街路以外に、河畔の整備も住民の負担であった。例えば1720年5月20日付けのデ=ヴィエイラの公告による勅令では、街路同様、杭とそだ束により自邸付近の河畔を補修するよう確認されている(ПС3, 1830b, PP. 194-195)。さらに直後の6月28日にやはりデ=ヴィエイラが公告した勅令が、「アドミラルチェイスキー島でネヴァ河畔にある屋敷の内、財力不足ゆえに石造建築を建てたり、杭の代わりにそだ束を設置したりしない者」は、海軍関係者でそれらが可能な者に邸宅を売却するよう求めるなど、個人の所有権よりも都市の整備が優先されていた形跡をうかがわせる(СИРИО, 1873, P. 406)。加えてペテルブルクならではの設備として、デ=ヴィエイラの公告による1719年6月23日付けの勅令を皮切りに、いかなる身分であれ、すでに邸宅を持つ者、今後建設する者双方が、決められた様式で自邸の向かいに船舶用の波止場を作ることが義務付けられた。必ずしも多大な費用を伴うものではなく、「家庭の用途」に資するとの言辭が文中に含まれる一方で、2軒で一つの波止場を建築する形式も許容された点からは、政府も住民にとって一定の重荷となることを認識していた可能性が推測される(ПС3, 1830a, P. 718)。なお1721年12月16日付けのデ=ヴィエイラ公告の勅令では、水かさの上昇による破損の可能性を危

惧し、波止場の位置をより高く改造することが要請されており、彼らの出費が一度では済まなかった点も示唆される(СИРИО, 1873, PP. 438-439)。

こうした住民の負担能力に対しては、ピョートル政府も一定の考慮を見せた。とはいえ、それが負担の軽減に結び付いたわけではなく、むしろ負担増による都市造成事業の停滞を危惧する形で現われている。すなわち、諸指令の指示内容からは、1719年頃よりヴァシーリエフスキー島での建設事業が活発化した様子がうかがえるが、同年6月30日にデ=ヴィエイラが公告した勅令では、同島への邸宅建設を命じられている者が、サンクト=ペテルブルク島及びアドミラルチェイスキー島など他の場所で屋敷を購入することが禁じられた。これは「全力を尽くして」ヴァシーリエフスキー島での建設に邁進させるためであった。その一方で、もともと同島への建設を指示されていないながら、希望する者は建設を許可されるなど、勅令の狙いが同島の迅速な都市化にあった点は明らかだろう(ПС3, 1830a, PP. 720-721)。1720年2月2日付けで警視監事務局から公告された勅令において、ヴァシーリエフスキー島で「家屋の屋根をふき始める」段階まで建設が進んだ者に対してのみ、他区域での家屋購入が許可されたのも、同様の意図に基づくものと考えられる(ПС3, 1830b, P. 125)。

さて住民の第二の負担は、都市の秩序化のための人員の供出である。「警視総監への諸項目」の第13項では、10世帯ごとに十人長(десятский)、街区ごとにスターロスタ старостаを選出させ、彼らが監視役として機能することを期待していたが、1719年8月10日付けでデ=ヴィエイラが公告した勅令を見ると、スターロスタの代わりに五十人長(пятидесятский)、百人長(сотский)が設けられていたことが分かる。彼らをリーダーとして、住民達は交代で夜間に遮断棒のそばで警備を行ったり、火が発生した時には定められた道具を持参して現場に駆け付けたりすることが求められた(ПС3, 1830a, P. 727)。さらに1723年7月27日付けのデ=ヴィエイラの公告による勅令では、近隣に防火のための水路がないことを理由に、ヴァシーリエフスキー島の住民達に対し池を掘るよう指示されたりもしている(ПС3, 1830c, P. 727)。

第三の負担となったのは、都市生活の維持に関する費用の提供である。1721年4月29日付けの元老院法

令によると、ヴァシーリエフスキー島を除くペテルブルク全域に595基の街灯を設置し、その費用を都市住民からの徴税で賄おうとしたピョートルに対し、デ=ヴィエイラは財源の再考を求めたとされる。これは一旦受け入れられたように見えたが(ПСЗ, 1830b, PP. 381-383)、結局は1723年7月1日付けの勅令において、「街灯の火の維持や灯油と灯芯代」、橋の修繕を担う荷馬車御者のための「金銭、糧食、馬・飼料・荷馬車費用」、排水管の建築費用と管製造の親方・親方助手・労働者への俸給を充当するべく、「然るべき額」をペテルブルク住民から徴収することが命じられた(ПСЗ, 1830c, P. 88)。この方針は同年12月13日付けの元老院法令により改めて確認されている(ПСЗ, 1830c, PP. 186-187)。

このように規律化の方向での行動の制限、各種の負担を強いられていたペテルブルク市民だが、その代償として彼らへの保護を強化するなどの恩恵を与える考えは、ピョートル1世において皆無だったと判断される。それを象徴的に示すのが、1719年12月13日付けでデ=ヴィエイラが公告した勅令である。そこでは、木材の伐採・販売を希望する者に対し、封建領主ら森林の所有者からの妨害や侮辱行為が生じないように抑止する目的において、伐採者が20名以上の集団で行動するように定められた。その際、20名未満で森林に立ち上った者については、「彼らに何か侮辱や略奪が生じても」当局は救済しないとの立場が示されたのである(ПСЗ, 1830a, P. 771)。現代的な感覚からすれば、伐採の契約がある限り、現場での人数の多寡によらず、作業の安全な遂行が保障されるべきであり、もしそれに違反する者があれば、公権力による規制と処罰が生じることも十分に起こり得る事態と捉えられよう。その意味で、自身の権利を自助努力で担保せねばならないと指示されていたのであれば、そこには中世的な自力救済の観念が残っているように思われる。ただし、そのような社会の実情があればこそ、ピョートル1世がポリツァイ令による規律化を通じ、臣下・臣民の行動様式や心性を変えていく必要があったと言えるかもしれない。

またピョートル1世自身にとっては、行為そのものの善悪よりも、法令の指示内容を逐一遵守しているか否かこそが、より重要な基準と認識されていた可能性もある。法令違反者に対するピョートルの不満

は、1720年2月9日付けで警視監事務局から公告された勅令において、改めて法令の遵守の必要性について確認された点にもうかがえよう。この中では、他者を真似して行動したとの言い訳が戒められているが(ПСЗ, 1830b, P. 127)、こうした主張を、規律化に際し個人単位での判断を要求し、ひいては自立した個の確立を求めたものと見るのは過大評価だろうか。

#### ④その他

デ=ヴィエイラが公告に関与した法令の中には、先にも触れたように、「警視総監への諸項目」で言及された内容を越えるものも含まれる。先述のa～dの方向性に準ずるものと判断される事項も多いが、全く新種の事案としては、1718年11月26日にデ=ヴィエイラが公告した夜会(ассамблея)の開催に関する指示など、住民の社交生活に関する内容が挙げられる。この中では、住民が自邸を開放し、「男性も女性も同じように、誰もが自由に到来することができる」場を提供することが求められたが(ПСЗ, 1830a, PP. 597-598)、ピョートル改革以前の貴族女性、特に独身女性の閉鎖的な生活様式を考えると、これは日常性のレベルでジェンダー的役割に画期的な変化を促す要求だったとも評価し得る。それと共に、公権力が日常的な行動様式に規制を加え、住民の心性までも変えようとした試みと見れば、規律化の一端にあることもまた確かである。

こうした規律化の働きの重視ゆえか、参加の自由を認められていたはずの夜会については、1723年7月30日付けでデ=ヴィエイラが公告した勅令において、舛に乗って参加すべき「水上の夜会」を欠席した者達に対し、50ルーブリと高額な罰金が宣告され、二度目は倍の100ルーブリ、三度目は懲役労働送りと、厳罰が予告されている(СИРИО, 1873, P. 519)。同年9月30日付けのデ=ヴィエイラ公告の勅令によると、実際にノヴゴロト大主教フェオドーシー Феодосий (1673～1726)、海軍元帥フョードル・アプラクシン伯爵、砲兵総監ブリュース Брюс, Яков Вилимович (1670～1735) 伯爵、海軍提督クレイス Крейс, Корнелий Иванович (1657～1727)、元老院議員ピョートル・アプラクシン Апраксин, Петр Матвеевич (1659～1728) 伯爵、ストローガノフ Строганов, Александр Григорьевич (1698～1754) 男爵といった高官6名から計300ルーブリが徴収され、嘆願に従いノヴゴロト

大主教から免除された分を除く250ルーブリが病院運営の費用に回されたとされる(СИРИО, 1873, PP. 520-521)。

その一方で、警視総監の本来の職務とは全く異なる内容をデ=ヴィエイラが公告している例も見られる。1721年9月12日付けの勅令がそれで、「元『公=教皇(князь-папа)』ゾートフ Зотов, Никита Моисеевич (1644頃～1718) のところで、何らかの装具・衣装・官職を帯びて婚礼に参加した者達全員が、各人同じ衣装と装具、同じ官職により、遅くとも今月20日までに準備を整える」よう命じている(СИРИО, 1873, P. 430)。この「公=教皇」とは、幼少期のピョートル1世が近臣達と共に作り上げたパロディー集団「最も滑稽な最も醜陋した公会議(всешутейший, всепьянейший собор)」の位階の一つであり、その評価については諸説が併存するものの、同集団の活動を詳細に分析した Zitser (2004) によると、当のデ=ヴィエイラはメンバーには含まれていない。にもかかわらず、デ=ヴィエイラがこの比較的私的な集団への連絡役を務めたことは、彼とピョートルとの親密な関係を物語る事例と言えよう。

#### 4. ピョートル1世による非ロシア人 デ=ヴィエイラ重用の理由

前章で見たように、警視総監時代のデ=ヴィエイラの職務は、ペテルブルク市の造営事業や住民生活の監督を中心に多岐に渡っていたが、デ=ヴィエイラの出自や経歴と比較する限り、レーヴェリの港湾造成こそ若干の類似性があるとはいえ、彼の技能や経験が同職と直結する部分はむしろ乏しいように思われる。そして、ピョートルがデ=ヴィエイラを警視総監に選んだ理由それ自体を明示する史料も存在しない。

それゆえ、あくまで傍証からの推測に留まるが、この問題を考える上で興味深い史料が一つ残されている。デ=ヴィエイラの人となりや同時代人の評価については、彼が1727～42年に流刑となり、当時の住民による記録が次第に残され始める1730年代には首都を離れていたためか、他者に比べて圧倒的に少ない。その中でほとんど唯一のものとして、1720年代前半にピョートル1世の皇女との結婚のためロシアに滞在していたホルシュタイン=ゴットープ公爵カール=フ

リードリヒ Karl-Friedrich (1700～39) の侍従見習を務めていたフォン=ベルクホルツ von Bergholz の日記がある。その1721年7月11日の項によると、「[ホルシュタイン国王] 殿下は上級警視監を訪ねた。警視監はツァーリの名代として、市から数ヴェルスター[1ヴェルスターは1.067キロメートル] 離れた場所で、殿下を出迎えた。また彼は我ら宮廷の従者達の宿舎の選定も監督していた。それゆえ彼に対しても注意を払おうと[我らは] 努力していた。出自として彼はイタリア人で、いまだ若く、年齢は30歳ぐらい。やせてはいるが容姿は整っている。最初、彼は急使だったが、もし私の誤りでなければ、その後ツァーリの従卒となった。現在に至るまでツァーリの下で多大な恩寵に浴しているようである。ツァーリの指示を厳格かつ迅速に遂行するため、彼は当地の下層民と市の住民全てに対し、彼の名を聞くだけで身震いするほどの恐怖を与えていた(Ненцовый, 2000, PP. 163-165)。」官職、出自、年齢などに誤解はあるものの、デ=ヴィエイラとペテルブルク市住民との関係性を示す情報として注目に値する。

こうした構図からは、やはり非ロシア人のヤクジンスキーが捜査機関の長に任命されたのと同様、むしろ彼らが伝統的なロシア人社会と異質な存在であればこそ、住民と言わば馴れ合うことなく、君主の諸政策を厳格に遂行できるものと判断されていた可能性が導き出せる。先にも紹介したように、デ=ヴィエイラ自身は住民の経済状況に一定の配慮を示すこともあったが、そうした配慮は必ずしも住民の側には理解されておらず、逆に住民が彼に抱く心理的な懸隔こそが、彼らの甘えを生まない形での紀律化の推進に資するものと捉えられていたとも言える。

ちなみにピョートル1世は、ヨーロッパ諸国との関係性について「我々にとって数十年はヨーロッパは必要である。しかしその後我々はヨーロッパに背を向けねばならない」と語るなど(Русский, 1874, P. 1574)、必ずしもロシアとヨーロッパとの同化を望んでいなかったとの見方もある。また非ロシア人の重用を妬むロシア人貴族達を前に、「もし私[ピョートル]が外国人を自国に留めようと尽力するのであれば、それは専ら自分の人民を教育し、その結果帝国に至福をもたらすためなのだ…[中略]…私が外国の知識を得、専門性に富む者達を自国に招聘する前、我々がいかな

る状態だったか、[非ロシア人を忌避する]彼らに少しでも考えさせてみよ。私がいかにして自分の事業に成功をおさめ、対峙せねばならなかった強大な敵達に向かって、彼らの支援なしに前進していったのか、彼らに熟慮させてみよ」と述べたともされる(von Staehlin-Storcksburg, 1788, PP. 71-75)。

これらの発言からは、ピョートルが内面的にはやはりロシア人と非ロシア人とを区別して運用していたとの理解も可能だろう。ただし、こうした言説をもって、ピョートルが非ロシア人を単なる一時的な手段として軽視していたものと即断することには躊躇される。ロシア貴族内部の不満分子をなだめるための方便と解釈することもあながち不可能ではないからである。

1719～25年にデ＝ヴィエイラはピョートル1世及び皇妃エカチェリーナ(後の女帝エカチェリーナ1世(在位1725～27年)、1684～1727)の動向を知らせるため、メーンシコフに頻繁に書簡を送っているが、それらに克明に記されるピョートルらの行動は、デ＝ヴィエイラがピョートル夫妻のそばに位置し、彼らの情報を得る機会が多かった点を示唆する。また1720年3月1日付け及び3月16日付けの書簡のように、療養のためにロシア北部オローネツの温泉に行幸した君主夫妻にデ＝ヴィエイラが同行した事実を明示する例もある(Русский, 1865, P. 1238)。このようにピョートル1世と皇妃は、単なる道具としてデ＝ヴィエイラを利用していたというよりは、むしろ彼を親しく遇していたように見える。例えば後のエカチェリーナ1世の治世においても、デ＝ヴィエイラはメーンシコフやヤグジーンスキーらと共に、宮廷の警護に止められることなく立ち入りを許可される特権の少数者の中に入っていたのである(Юность, 2000, P. 307)。

そこで彼らの登用の背景を探るもう一つの手がかりとして、デ＝ヴィエイラとヤクジーンスキーのいずれもが、ピョートル1世の創設した近衛連隊(лейб-гвардия)に属していた点が注目される。同隊の機能について分析したСмирнов(1989)によれば、近衛連隊員はロシア陸軍の精髓であったのみならず、外交や地方行政といった非軍事的な業務においても、時にそれ

らを管轄する立場で派遣・活用されるなど、君主との心理的紐帯に基づき、ピョートル改革の遂行に資する中核的存在であった。デ＝ヴィエイラらの重用はむしろ、こうした近衛連隊員としての立場に起因したと見なせるかもしれない。換言すれば、このような君主との近接性を主因としつつ、ロシア人社会との距離感が必要とされる役職の性格が加味されることで、非ロシア人たる彼らの優先的登用が実現した可能性も考えられまいか<sup>6</sup>。

その意味で、ピョートル改革以降急増した外国人の重用に関しては、ヨーロッパ化の方向性に伴う先進的技術への期待の観点からのみ判断するのではなく、他の要因の可能性についても、個々人の出自、学歴、勤務経験などを踏まえながら、より具体的に検討する必要があるものと思われる。

## 5. 結びに代えて

1725年1月末のピョートル1世の死に伴い、ロシア史上初の女帝として即位したエカチェリーナ1世もまた、上述のようにデ＝ヴィエイラへの信頼が厚く、彼を警視総監として重用し続けた。それと並行し、1725年には陸軍少将に昇進させ、同年5月21日にホルシュタイン＝ゴットープ公爵とロシア皇女アンナ(1708～28)の結婚式が挙行された際には、新設の聖アレクサンドル＝ネフスキー勲章(男性向けとしてはロシア第二の勲章)を授与した(Юность, 2000, PP. 312-320)。翌1726年2月8日以降は元老院議員を兼務させてもいる(РГАДА, 9-1, 2-1, 33, 120-120об.)。さらにデ＝ヴィエイラからの嘆願に応じ、1726年1月に彼の所領の運営のための管理人を与えたり(РГИА, 1329, 1, 29, 146-146об.)、同年8月には農奴260世帯を下賜したりする恩寵も示した(РГИА, 1329, 1, 29, 216)。

ただしその一方で、彼女の治世に公布された一連の法令リストを見る限り、この時期におけるペテルブルク市全般の造営や住民の規律化に関わる活動は減少した。デ＝ヴィエイラの働きにしても、男女双方の貴族個々人に対するモスクワあるいは自領への一時休暇許

6 ただし在露ザクセン＝ポーランド大使ルフォール Le Fort による1725年6月23日(露暦6月12日)付けの本国宛て報告書においては、デ＝ヴィエイラとヤクジーンスキーの両名が個人的には「不倶戴天の敵」同士だったと評されている。(СИРИО, 1868, P. 412)

可、邸宅の売買許可など、いずれかと言えば住民の負担緩和や権利充足の方向での個別的な指示の伝達が目立つようになり、むしろピョートル期にも一部見られた、君主と臣下・臣民との単純な連絡役としての機能が前面化したと言える(Baranov, 1875, 1-65)。

この点にも示唆されるように、サンクト=ペテルブルクにおける紀律化の試みは、住民による負担が大きいかもあってか、その歩みは必ずしも順調ではなかった印象が強い。これらピョートル1世期に端を発するポリツァイ令が首都、ひいてはロシア帝国の臣下・臣民の行動様式や心性を変えることができたのか、もしそれらが変わっていくのだとすれば画期はいつなのか、検討するためには、改めて長期的な分析が必要となる。

また本稿では、ペテルブルク市の住環境の劣悪さや市内における不穏分子の存在、さらには紀律化の停滞など、総じて否定的な側面を指摘してきたが、これらが18世紀ペテルブルク市特有の現象であったかも、本稿の材料からだけでは確言しがたい。同市の生活環境に関する正確な評価においては、同時期の他都市との比較も必要となるだろう。

※本稿は、2017年度科学研究費補助金(基盤研究(B):課題番号16H03461)の成果の一部である。

## 文献

- Baranov, P. I. (1875), *Опись высочайшим указам и повелениям, хранящимся в С.-Петербургском сенатском архиве, за XVIII век*. Т. 2. СПб.
- デ=ソウザ・岡美穂子(2017)『大航海時代の日本人奴隷—アジア・新大陸・ヨーロッパ—』(中央公論新社)。
- 土肥恒之(1992)『ピョートル大帝とその時代—サンクト・ペテルブルグ誕生—』(中公新書)。
- Доклады (1882) и приговоры состоявшиеся в Правительствующем сенате в царствование Петра Великого. Т. 2. Кн. 1. СПб.
- Доклады (1891) и приговоры состоявшиеся в Правительствующем сенате в царствование Петра Великого. Т. 4. Кн. 2. СПб.
- G. エストラ化, 阪口修平・千葉徳夫・山内進訳(1993)『近代国家の覚醒—新ストア主義・身分制・ポリツァイ—』(創文社)。
- 古谷大輔・近藤和彦編(2016)『礫岩のようなヨーロッパ』(山川出版社)。
- Юность (2000) державы. М.
- 栗生沢猛夫(2007)「ピョートル1世とサンクト・ペテルブルグの誕生」(望月哲男編著『創像都市ペテルブルグ—歴史・科学・文化—』北海道大学出版会) 17-38ページ。
- Неистовый (2000) реформатор. М.
- 二宮宏之(1979)「フランス絶対王政の統治構造」(吉岡昭彦編『近代国家形成の諸問題』木鐸社) 183-233ページ。
- Перевороты (1997) и войны. М.
- Полное собрание законов Российской империи (ПСЗ и略記) (1830a), Собрание 1. Т. 5. СПб.
- ПСЗ (1830b), Собрание 1. Т. 6. СПб.
- ПСЗ (1830c), Собрание 1. Т. 7. СПб.
- Raeff, M. (1983), *The Well-Ordered Police State: Social and Institutional Change through Law in the Germanies and Russia, 1600-1800*, Yale.
- Российский (2000) архив. Вып. 10. М.
- Российский государственный архив древних актов(РГАДАと略記).  
※ РГАДА 及び下記の РГИА 所蔵の史料については、本文中にフォント番号、目録番号、文書番号、リスト番号の順で記す。
- Российский государственный исторический архив (РГИА と略記).  
Ругль, V. P. (2003), *Антонину Мануэл де Виейра при российском дворе XVIII столетия*. М.
- Русский (1865) архив. М.
- Русский (1874) архив. Кн. 1. М.
- Сборник Императорского русского исторического общества (СИРИО и略記) (1868). Т. 3. СПб.
- СИРИО (1873). Т. 11. СПб.
- СИРИО (1888). Т. 61. СПб.
- Смирнов, Ю. Н. (1989), *Русская гвардия в XVIII веке*. Куйбышев.
- Собрание (1829a) писем императора Петра I к разным лицам с ответами на оные. Ч. 1. СПб.
- Собрание (1829b) писем императора Петра I к разным лицам с ответами на оные. Ч. 2. СПб.
- Собрание (1830) писем императора Петра I к разным лицам с ответами на оные. Ч. 4. СПб.
- 田中良英(2009)「18世紀ロシア帝国における専制とドイツ人エリート—ロシア外交に対するオステルマンの役割を手がかりに—」(『ロシア史研究』第84号) 64-81ページ。
- 田中良英(2016)「18世紀前半のロシア地方における非ロシア人官吏」(『宮城教育大学紀要』第50巻) 69-82ページ。
- 田中良英(2017)「18世紀後半のロシア官界と非ロシア人エリート」(『宮城教育大学紀要』第51巻) 65-82ページ。
- von Stachlin-Storcksburg, J. (1788), *Original Anecdotes of Peter the Great*, London.
- Законодательство (1997) Петра I. М.
- Zitser, E. A. (2004), *The Transfigured Kingdom: Sacred Parody and Charismatic Authority at the Court of Peter the Great*, Ithaca & London.

(平成29年9月29日受理)